

# 第2次補正予算の成立により、各種支援施策が 拡充されました!!

## 《拡充》新型コロナウイルス対策融資制度

制度名	拡充内容
新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫)	《融資限度額の引き上げ》 中小事業 3億円 ⇒ 6億円 国民事業 6,000万円 ⇒ 8,000万円 《利下げ限度額の引き上げ》 中小事業 1億円 ⇒ 2億円 国民事業 3,000万円 ⇒ 4,000万円
特別利子補給制度(実質無利子) (日本政策金融公庫)	《利子補給限度額の引き上げ》 中小事業 1億円 ⇒ 2億円 国民事業 3,000万円 ⇒ 4,000万円
民間金融機関における 実質・無利子・無担保融資	《融資上限額の引き上げ》 3,000万円 ⇒ 4,000万円

## 《新設》家賃支援給付金

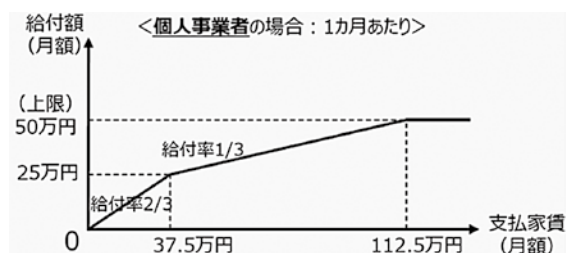
新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした自粛要請等によって売上の急減に直面する事業者の事業継続を支えるため、固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者が受給できる制度です。

**【給付対象者】** 中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、令和2年5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。  
①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少  
②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

**【給付額】** 申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍(6カ月分)を支給。

**《法人の場合》** 1カ月分の給付の上限額は100万円です。下図の通り、支払家賃(月額)75万円までの部分が2/3給付、75万円を超える部分が1/3給付になるため、支払家賃(月額)225万円で上限の給付額(月額)100万円になります。6カ月分では600万円が給付の上限額です。

**《個人事業者の場合》** 1カ月分の給付の上限額は50万円です。下図の通り、支払家賃(月額)37.5万円までの部分が2/3給付、37.5万円を超える部分が1/3給付になるため、支払家賃(月額)112.5万円で上限の給付額(月額)50万円になります。6カ月分では300万円が給付の上限額です。



当所では、刻々と変化する新型コロナウイルス感染症対策の各種支援施策(融資制度・助成金・給付金制度等)については、最新情報を収集しておりますので、当所までお問い合わせいただくか、又はホームページをご覧ください!!